

別表 1（第 3 条関係） 開成町ブランドとは

開成町を広く発信し、文化伝統やおもてなしの心を伝える産品をいい、その分類や認定基準は次のとおりとする。

分類表

大分類	中分類	小分類	認定基準
I 食品	A 農産物	(1) 穀類（米、麦等） (2) 野菜類 (3) 果実類	①開成町内で収穫された産品であること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
	B 菓子	(1) まんじゅう、だんご、和菓子 (2) 餅菓子 (3) パン、ケーキ、クッキー類 (4) その他菓子類	①商品名や企画、原材料に開成町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
	C 加工食品	(1) みそ、しょうゆ類 (2) 豆腐類 (3) 漬物類 (4) 果実・野菜等加工品類 (5) 缶詰・ビン詰・レトルト類 (6) 弁当類 (7) 麺類 (8) その他加工食品	①開成町内で収穫された原料を主に使用していること。 ②商品名や企画、原材料に開成町を表現する要素を備えていること。 ③品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ④町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ⑤販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
	D 酒類	(1) 清酒 (2) 焼酎	①商品名や企画、原材料に開成町を表現する要素を備えていること。

		(3) ワイン	②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
	E 飲料	(1) 果汁飲料 (2) 乳飲料 (3) その他飲料	①商品名や企画、原材料に開成町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
	F 調理加工食品(店等で調理し飲食するために提供するもの)	(1) 麺類 (2) 汁もの類 (3) その他の調理加工食品	①商品名や企画、原材料に開成町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、常時店舗等で飲食できるもので、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
Ⅱ 工芸品	G 工芸品	(1) 木工品類 (2) 金属加工品類 (3) 陶芸品類 (4) 革製品類 (5) 染物、織物類 (6) その他の工芸品	①商品名や企画、原材料に開成町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。